

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第32号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第7号）第1条の規定の施行期日は、平成22年6月30日とする。